

# みやぎの 生衛だより

# 73

2019. 1

公益財団法人  
宮城県生活衛生営業指導センター  
仙台市青葉区上杉五丁目1-12 後藤コーポ107号  
TEL 022 (343) 8763 FAX 022 (343) 8764  
URL <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>  
E-mail [miyagicenter@seiei.or.jp](mailto:miyagicenter@seiei.or.jp)



伊豆沼の白鳥

## 新年のご挨拶



公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター

理事長 佐藤 勘三郎

明けましておめでとうございます。

皆様には穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、常日頃、当指導センター事業に格別なご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成三十年を振り返ってみますといろいろな話題がありました。

人気アイドルグループとのタイアップによる通年観光キャンペーン、気仙沼市及び東松島市にオープンした観光トレーニング「宮城オルレ」など、県内の活気が高まる一方、世界的には、米国と中国の経済摩擦の激化やイランへの経済制裁によるガソリン価格の高騰、国内では、日産自動車会長の報酬五十億円過小申告の疑いによる逮捕など、今後に大きな不安を残す出来事もございました。今年一年、明るい話題に包まれることを願っております。

我宮城も大震災からまもなく八年になります。三陸沿岸自動車道の大谷海岸ICから気仙沼中央ICまでの開通等、復旧・復興は着実に進んでおり、沿岸部の復興が一層加速するものと期待しております。

被災された方々の再生支援に鋭意取り組んでおられる各組合の活動に対し、指導センターとして、今後でもできる限り支援を行ってまいりたいと考えております。

当指導センター事業の根幹となる「相談指導事業」をはじめ各種事業を円滑に進めるためには、各組合、生衛業者の皆様からのご支援が不可欠でございます。

地方創生、地域の活性化、一億総活躍と言われる中で、利用者と密接に関わる生衛業が活気を取り戻すことが、そのまま地域の活性化に貢献するものと考えております。当指導センターといったしましては、生衛業における衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上が図られますよう、常に前を見ながら業務に取り組んでまいり所存でございます。

終わりになりますが、本年も当指導センター事業へのご支援をお願いいたしますとともに、皆様のご健勝、ご繁栄をご祈念申し上げます。

## 一人一人が輝く元気な宮城を目指して



宮城県知事 村井嘉浩

明けましておめでとうございます。新しい年を迎えるに当たり、組合員の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年は、本県出身の羽生結弦さんが平昌冬季オリンピックのフィギュアスケート男子シングルで六十六年ぶりにオリンピック二連覇の偉業を達成され、我が県のみならず、全国に大きな感動や勇気を与えてくれました。また、県政運営では、災害公営住宅の整備が完了間近まで進んだほか、三陸縦貫自動車道が気仙沼市内で開通するなど、震災からの復興が着実に進むとともに、次世代放射光施設の仙台市内への設置決定や仙台空港の就航路線拡大、新ブランド米「だて正夢」の本格デビューなど「創造的な復興」に向けたこれまでの取組が次々と実を結んだ一年でした。

今年も、「宮城県震災復興計画」の総仕上げとなる「発展期」の二年目になります。「発展期」は復興の進展に伴い生じる新たな課題にきめ細かく対応しながら、復興計画後の新しい宮城を形づくる極めて重要な三年間です。全ての被災者が復興を実感できるよう復旧・復興を一層加速させるとともに、「宮城の将来ビジョン」に掲げた将来像の実現に向け、戦略的に取組を推進していかねばなりません。そのため、「力強くきめ細かな震災復興」、「地域経済の更なる成長」、「安心していきいきと暮らせる宮城の実現」、「美しく安全なまちづくり」を政策推進の基本として、復興の総仕上げに向けた施策に最優先で取り組むとともに、未来を担う子どもたちへの支援や人口減少対策など地方創生の取組も加速してまいります。

震災から間もなく八年が経過します。震災前の状態に戻す「復旧」ととどまらない「創造的な復興」を更に進め、一人一人が輝く、元気な宮城を組合員の皆様とともに築き上げてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

## 未来に向けたまちづくり



仙台市長 郡和子

新年明けましておめでとうございます。この一年が皆様にとって幸多い年になりますよう心からお祈りいたします。

宮城県生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合、各組合員の皆様方には、日頃より生活衛生関係営業施設における衛生的な管理の徹底、健全で快適なサービスの提供を通じて、公衆衛生の向上、市民の皆様の安全で健康的な生活環境の充実に大いに貢献いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。また、引き続き、食中毒、感染症、衛生害虫などの衛生課題に対して適切に対応いただき、また利用したいと思う良質なサービスをご提供いただきますよう、今後ともご協力をお願いいたします。

さて、今年も、仙台市が市制を施行してから一三〇周年、政令指定都市に移行して三〇周年を迎える節目の年になります。東日本大震災からは八年を迎えることとなります。東部沿岸部では、津波避難道路やかさ上げ道路といった多重防御の要となる重要なインフラ整備の完成が近づいており、海岸公園の全面再開、防災集団移転跡地の利活用が始まっています。沿岸部のにぎわいを取り戻し、新しい魅力を市民の皆様と育てていくとともに、防災環境都市として震災の教訓を世界に発信していきたいと思っております。

真のポスト復興へ進んでいくため、未来に向けたまちづくりにも本格的に取り組んでまいります。多くの人が行き交う魅力と活力にあふれる街、仙台・東北に暮らす人々が豊かさを実感できる未来を目指して、地域経済の活性化、交流人口の増加に向けた戦略を策定します。また、人口減少、少子高齢化などの社会の変化に対応するため、市が目指す都市像の見直し、新しい総合計画の策定も進めてまいります。市民協働、地域重視の視点をより大切にしながら、新たな市役所運営、地域政策のあり方について構想し、仙台の都市個性を生かしながら、地域の実情に沿った実効性のある計画にしていきたいと考えています。今年も、一〇八万仙台市民の皆さまのために全力を尽くしてまいりますので、どうぞご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びになりますが、宮城県生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合の益々のご発展と、各組合員の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 年頭のご挨拶



株式会社日本政策金融公庫仙台支店  
支店長兼国民生活第一事業統轄 吉 池 雅 志

平成三十一年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年を顧みますと、平成三十年七月豪雨、北海道胆振東部地震等の自然災害が多発し、景気に及ぼす影響が懸念された一方、訪日外国人旅行者数が過去最高水準に達したことなど、日本経済は緩やかな回復基調が続きました。

宮城県内におきましては、平成三十年四月、平昌冬期五輪フィギュアスケート男子で二連覇を達成した羽生結弦選手の凱旋パレードが行われ、十万人超の大勢の市民やファンが沿道で祝福しました。また、十月には、「ひとめぼれ」「ササニシキ」「金のいぶき」に続く、宮城県のあらたな高級ブランド米として、もっちりとした粘り強さと甘味が特徴の「だて正夢」が本格デビューし、多数のメディアに取り上げられました。昨年は、宮城県の魅力が全国的に高まった年であったと感じております。

新たな年は、ラグビーワールドカップ二〇一九、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックによるビジネスチャンスや、地方創生による盛り上がりなど、生活衛生関係営業の皆様にとってさらなる飛躍の年となることを願うものであります。

日本政策金融公庫は昨年十月で統合・発足から十年の節目を迎えることができました。これまで日本政策金融公庫におきましては、生活衛生関係営業の皆様を支援すべく、振興事業促進支援融資制度の創設をはじめ、自然災害で被災された方に対する災害貸付の実施など政策金融の的確な実施に取り組みまいりました。

また、生活衛生同業組合や生活衛生営業指導センターと連携した「地域インバウンドビジネス促進セミナー」「プレスリリース活用講座 宮城県編」の開催や、事業承継の可能性を見つけていただくことを目指した「事業引継ぎの可能性発見ガイド」の発行など、生活衛生関係営業の皆様の経営課題解決に向けた情報発信の充実に取り組んでまいりました。

今後もより多くの皆様のお役に立てるよう、金融面での積極的な支援を行うとともに、融資をきっかけとした生活衛生同業組合への加入の働きかけや経営課題解決に向けた情報発信を行い、業界全体の活性化に向けて取り組んでまいります。引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が皆様方にとって実り多い素晴らしい年となりますよう、心からお祈り申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

受賞(章)おめでとーございませう

平成三十年度

「生活衛生関係表彰受賞(章)者」

## 褒章

(平成三十年春)

平成三十年四月二十九日発令

藍綬褒章

千田 恵 一様

(宮城県料理業生活衛生同業組合)

(平成三十年秋)

平成三十年十一月三日発令

藍綬褒章

佐藤 勘三郎 様

(宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合)



## 厚生労働大臣表彰

(平成三十年十月二十六日 ホテルニューオータニ)

鳴原 嘉 様

(宮城県寿司商生活衛生同業組合)



大場 勝 義 様

(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)



伊藤 明 夫 様

(宮城県クリーニング生活衛生同業組合)



**(一社)全国生活衛生同業組合  
中央会理事長表彰**

(平成三十年十月二十六日 ホテルニューオータニ)



萱場 幸夫 様  
(宮城県寿司商生活衛生同業組合)



岡崎 隆志 様  
(宮城県麺類生活衛生同業組合)



国本 仁基 様  
(宮城県社交飲食業生活衛生同業組合)



井上 利昭 様  
(宮城県美容業生活衛生同業組合)

**文化の日 知事表彰**

(平成三十年十月三十一日 東京エレクトロンホール宮城)

鞠古 行雄 様  
(宮城県寿司商生活衛生同業組合)

森 博 様  
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)

松浦 胞雄 様  
(宮城県中華飲食生活衛生同業組合)

佐藤 勘三郎 様  
(宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合)

**宮城県知事表彰**

(平成三十年十一月十六日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

佐藤 栄一 様 (寿司商)

岩淵 和雄 様 (寿司商)

白幡 泰三 様 (寿司商)

阿部 武敏 様 (麺類飲食業)

小原 喜公夫 様 (中華飲食)

日下 敬子 様 (美容業)

篠木 幸博 様 (ホテル旅館)

柳澤 常治 様 (クリーニング)

○優良施設

ヘアサロン ポプラ

今野 百合子 様

**公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター理事長表彰**

(平成三十年十一月十六日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

佐々木 正直 様 (寿司商)

河村 恵美子 様 (寿司商)

佐々木 喜蔵 様 (麺類飲食業)

高橋 和也 様 (麺類飲食業)

佐藤 隆 様 (中華飲食)

張本 彪志 様 (中華飲食)

山岸 茂光 様 (社交飲食業)

杉村 明夫 様 (社交飲食業)

細川 和人 様 (社交飲食業)

舟山 喜助 様 (理容)

斎藤 昇 様 (理容)

松本 喜久子 様 (理容)

猪又 祐子 様 (美容業)

服部 幸子 様 (美容業)

小野寺 浩江 様 (美容業)

高橋 聖也 様 (ホテル旅館)

渡邊 満雄 様 (クリーニング)

○優良従業員

佐藤 一彦 様 (寿司商)

阿部 久美 様 (寿司商)

斉藤 恭子 様 (寿司商)

長崎 貴和 様 (中華飲食)

## 各組合から

### 改正健康増進法の 円滑な施行を推進するために 宮城県社交飲食業生活衛生同業組合

たばこ事業は、たばこ事業法等に基づき運営されており、たばこ税については、国や地方自治体の重要な一般財源であることは周知の事実です。

しかし、本年七月二十五日の改正健康増進法の公布後も、独自の上乗せ規制を検討している自治体があることから、事業者のみならず、県民や、市民、訪日外国人にも大きな混乱を招く懸念があると考えております。

飲食業、宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の全面施行までの限られた間に、原則屋内禁煙の措置に伴う店舗の改装や標識の掲出等の対応が求められており、短期間に相應の負担を強いられる状況となっております。

店内の喫煙環境の変化による客数や客単価の減少を懸念しており、改正健康増進法の上乗せとなる規制内容については許容できません。

加えて、独自条例等と改正健康増進法による二重法規制となった場合、業界の混乱や、隣接県等との事業環境の不均衡による顧客流出についても懸念を抱いております。

以上のことから、次の要望を市当局に要望したい。

① 改正健康増進法や政省令で定められる全国

統一のルールを市民に周知・徹底することにより、市内における改正健康増進法の円滑な施行を推進すること

② 「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン」および「職場における受動喫煙防止対策ガイドライン」の見直しにあたっては、「規制を目的とするものではない」との基本的考え方を変えるものではなく、改正健康増進法に基づいた検討内容とすること

③ 市関連施設における屋内喫煙室の閉鎖に際

しては、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置すること

④ 健康増進法の改正に伴い、「屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う」とする国からの財源について、市は有効な活用方法を検討、実施すること

⑤ 国が中小企業等を対象とする喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置について、市は事業者に積極的な周知を実施し、必要に応じて市独自の支援策を検討すること  
以上、五点を要望事項とします。



### 麺類飲食業者「北海道・東北ブロック宮城大会」を開催 宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合

初秋の仙台の奥座敷「秋保温泉」ホテル佐勘」を会場に、北海道・東北各県から一七〇名の参加者のもと、次のとおり開催いたしました。

日時・会場 平成三十年九月二十五日(火)  
十四時～ 一泊 「ホテル佐勘」

#### 趣旨

東日本大震災からの復旧復興は前進しつつも沿岸地域の現状はまだまだ爪痕が残っている。国内経済は回復傾向にあるというものの、大半を占める零細飲食業である北海道・東北ブロック組合員事業所にはその実感がない。宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合が創立六十周年を迎

えた本年、「復興から創生へ」、震災から本来の姿を取り戻し、さらに前進すべくブロック宮城大会を開催する。

また、この大会を契機に若手経営者の育成、伝統を基盤に新しい食文化の創造、各道県の地域性を活かした販促活動、経営改善の対策等を支援するための情報提供と共有化を目指し、行政、関係団体等と連携してのPR活動、イベント等の開催を実施するため情報収集を図る。

諸先輩方が築き、培ってきた各道県の組織と活動を、現組合員の理解と協力のもと、次世代に健全な形で継承し、支持される麺類飲食業団体と組合員事業所の繁栄を目指す。

## テーマ

### 誇りと自信を「繋げよう！食の魅力次世代へ」

経営者として自店の存在に誇りを持ち、地域に認められる店を目指す。

経営方針、コンセプトに従い、自信をもって繁盛店を目指す。

伝統文化である和食の魅力(味力)を継承しつつ、独自の商品開発を目指す。

### 「体験、意見発表」・「講演」

講師 宮城県生活衛生営業指導センター

理事長 佐藤勘三郎氏

大会趣旨、テーマと「体験、意見発表」・「講演」等とおして、若手経営者の育成活動を推進することにより、各道県組合活動の継続発展を目指す。

## 祝賀懇親会

宮城の食文化、食材、地酒等をPRしながら、親しく懇談し情報交換する。

以上の大会事業をおして、同業者としての絆を深め、意義ある大会となりました。ご支援、ご協力をいただきました関係各位には心より厚く感謝申し上げます。

## 振興対策事業

宮城県クリーニング生活衛生同業組合

平成三十年は、厚生労働省の補助金を活用し、組合員の収益力向上支援事業に取り組んできました。



一点目は、ウェットクリーニングをメニュー

化し、新たな需要を開拓するための販促物の作成と、仕上げ技術をマスターする為の講習会を開催しました。

当日は三島アパレル技術研究室の三島良弘先生を講師にお招

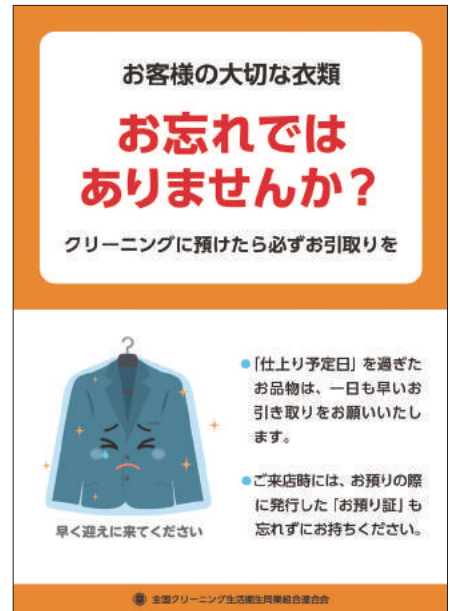
きし、背広の構造を实物を使って学び、縫製に合わせた仕上げのテクニックをマスターしました。

二点目は、顧客リピート総合研究所(株)の一圓克彦氏をお招きし、リピーターの重要性と、顧客心理を活用したリピート創出方法、リピーターを作るための順序、究極のリピーター創出方法等を学びました。

三点目はクリーニング長期間放置品の解消対策に取り組んできました。

クリーニング業者は長年、放置品に苦しめられてきました。仕上がり予定日を過ぎても利用者が引き取りに來ない「長期間放置品」について組合員にアンケートを実施したところ、約九割のお店で長期間放置品があることがわかりました。一番古い放置品は三〜五年未満が最多で、中には二十五年以上のケースもありました。この実態アンケート結果に基づくPRキャンペーンを実施したところ、各メディア・マスコミに大きく取り上げられ、クリーニング業者の負担について広く利用者に理解が深まり放置品の解消に向けて大きく前進することになりました。





## 食肉組合事業活動について

宮城県食肉生活衛生同業組合

食肉組合の事業活動の強化を託され、九代目理事長を引き継ぎました佐藤俊昭です。前理事長が取り組んできた以下の事業を、業界一丸となつてさらに推進してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

### ○振興対策事業

宮城県より補助金を受け、高齢者向け肉料理講習会を開催しています。さらに、各支部での講習会を計画し、食肉の消費拡大を図ります。

### ○後継者育成事業

「お肉検定」支援のためのセミナーを開催し、知識と技術の習得・向上を図っています。

今後、異業種組合青年部交流会に対する支援を行います。

### ○「農業祭」牛肉キャンペーン

国より補助金を受け、無料試食会として仙台黒毛和牛を鉄板焼きで提供しています。また、消費者アンケートを実施し食肉店経営に役立てています。

### ○消費者交流会

消費者・栄養士・生産者・食肉店の四者での産地交流会を開催し、牛肉の安全安心を啓発しています。

### ○各種講習会の開催

- ・ 日本政策金融公庫による金利・経済情報等勉強会
- ・ TPP協定による関税引下げに伴う生産者・消費者の動向についての勉強会
- ・ 全製造工程での検査対応についてのHACCP（総合衛生管理）勉強会
- ・ 消費税の軽減税率制度への対応についての勉強会

### ○組合員減少対策

生活衛生同業組合の意義を再認識し、非組合員への加入勧誘を促進します。



## 指導センターから

当指導センターでは、次のような事業を実施しています。地域に密着する生衛業の活性化が、地方創生、地域の活性化に繋がるものと考え事業に取り組みますので、ご支援いただきますようお願いいたします。

### ① 相談指導事業

日常業務の中で、融資など各種相談に対応しているほか、経営指導員による地区巡回相談等を実施しています。また、経営特別相談員による経営改善資金融資に関する相談指導等を行っています。

### ② 情報化整備事業

生衛業関連情報をホームページに掲載し、生衛業者等に提供しています。各コーナリーの充実と情報発信の強化を図っています。

### ③ 後継者育成支援事業

後継者不足に対応するため、行政や学校と連携し、生衛業者や生衛組合によるインターシップの取組を支援しています。また、本事業の今後の取組の参考とするため、体験学習参加者を対象にアンケート調査を実施しています。

### ④ 健康・福祉対策推進事業

不特定多数の利用者が出入りする生衛業のお店が、感染症等による健康被害拡大の場と

ならないよう、「衛生講習会」を仙台市内で開催しました。

### ⑤ 消費者等コールセンター事業

平成二十九年度中に県内の消費生活相談窓口に寄せられた生衛業に係る苦情相談件数等を取りまとめ、各生衛組合、各消費生活相談窓口の情報提供しました。また、各消費生活相談窓口と連携し、消費者から寄せられた苦情等に適切に対応するとともに、苦情の低減のために消費生活相談員、消費者団体代表、関係行政機関、関係生衛組合代表等による意見交換会を開催しました。

### ⑥ 標準営業約款登録事業

消費者(利用者)の擁護の観点から厚生労働大臣認可の「Sマーク(安全・清潔・安心)」の登録の普及啓発に取り組んでいます。

### ⑦ クリーニング師研修等事業

クリーニング業法に基づくクリーニング師研修、業務従事者講習を実施しています。

### ⑧ 全国センター委託事業

景気動向アンケート調査について受託し実施しています。また、昨年度に引き続き、衛生水準の確保・向上事業にも取り組んでいます。

### ⑨ 県の委託事業

(株)日本政策金融公庫の融資に係る知事の推薦事務を県から受託し、推薦書を発行しています。

## 衛生水準の確保・向上事業について

「生活衛生同業組合活動推進月間」及び「衛生水準の確保・向上事業」は、関係行政機関等と連携して、生活衛生同業組合における組合活動の活性化や組織基盤の強化等に係る事業を実施することにより、生活衛生営業における効果的な衛生水準の確保に資することを目的に、平成二十六年から実施されております。

県内の生活衛生同業組合、宮城県、仙台市、日本政策金融公庫仙台支店及び当指導センターがメンバーとなった推進会議を平成三十年十月一日に開催しました。

この会議では、関係機関や関係団体が連携し、生活衛生同業組合の周知広報や組合加入促進のための取組みを重点的に展開することについて確認しました。

なお、二回目の推進会議は平成三十一年二月に開催する予定で、各行動計画に基づいて実施した事業について報告・評価をすることとしております。

―― 組合の組織強化拡大と業界発展のため、

組合加入を呼びかけましょう――



十二月は

「生活衛生同業組合推進月間」です



### クリーニング師研修・業務従事者講習について

クリーニング師研修・業務従事者講習は三年を一クールとして開催しており、平成三十年度は第十クールの三年目となりました。

この研修・講習は、クリーニング業法により義務付けられている法定の研修・講習制度で、宮城県知事の指定を受けた(公財)全国生活衛生営業指導センターから受託し当センターが実施しております。

### ● クリーニング師研修

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後一年以内に、知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければなりません。

また、その後は三年を超えない期間毎に研修を受けることが義務付けられています。

### ● クリーニング業務従事者講習

営業者は、クリーニング所の開設後一年以内に、業務に従事する従事者の数に五分の一を乗じて得た数(一に満たない端数が生じたときは、その端数を一として計算する。)の者を選び、知事が指定したクリーニング所の業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければなりません。

また、その後三年を超えない期間毎に、同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせることが義務付けされています。

研修・講習の目的は、①衛生法規や洗濯物の処理等の知識・技術の普及、②消費者擁護の観点からのクリーニングの事故

受講者の推移

単位:人

種類	年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
クリーニング師研修		97	90	93	89	83	95	89
クリーニング業務従事者講習		135	136	145	157	127	142	166

防止を図り、クリーニング所及び取次店が安心できるサービスの提供を確保することにあります。

当指導センターではクリーニング所に従事するクリーニング師と従事者の資質の向上、知識の習得及び技能の向上を図るため、平成三十一年度も知事の指定を受けて実施することとしております。

対象者は必ず受講しましょう。



## 「衛生講習会」を開催いたしました

平成三十年十一月二日に「衛生講習会」を開催いたしました。本講習会は、平成二十六年度から始めたもので五回目となり、今回は仙台市で開催いたしました。不特定多数の利用者が出入りする生衛業のお店が、感染症や化学物質による健康被害の発生・拡大の場とならないために実施しているものです。

当日は、生衛業者の方々をはじめ二十四人の参加がございました。

演題は「化学物質の話（生活化学部の業務について）」、「生衛業における衛生対策について」としました。

化学物質に関しては、食品添加物やアレルギー物質の規制や検査体制について、わかりやすく説明していただきました。

感染症に関しては、インフルエンザ、ノロウイルスなどの多発時期を迎えるにあたって、その原因から感染経路、予防法にいたるまで詳細に解説していただきました。特にノロウイルスでは、嘔吐物処理や衛生的な手洗い方法について具体的な説明があり、さらなる衛生対策の徹底が必要なことを痛感しました。

今回の「衛生講習会」は各生衛業者の皆さんがお客様から信頼していただくための取り組みの



参考にと企画しましたが、参加した生衛業の皆さんの関心は高く、今後の営業に活かしていただけるものと感じております。

さらなる講習内容の充実が図られるよう、取り組んでまいりたいと考えています。

### 標準営業約款制度

◎ 理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店及び一般飲食店の営業者は、「Sマーク」の登録をしましょう！



厚生労働大臣認可



「Sマーク」は

利用者に「安全、清潔、確かな技術」を約束するお店です。

当センターでは、近年、消費者・利用者が何よりも重視している「安全、安心」に込められるよう、厚生労働大臣の認可を得て営業方法や取引条件に関して定められた「標準営業約款」に従って営業を行っていただくお店の登録を積極的に推進しております。

「Sマーク」登録店は、利用者にとって信頼できるお店の証となるとともに、営業者にとってもお店のピーアールになるほか日本政策金融公

庫から運転資金を借りる際に金利優遇が受けられるメリットがあります。

関係業種の未登録の業者におかれましては、お店の経営基盤を強化する観点からも経営戦略の一環として、是非この機会に積極的に登録を進めていただきますようお願いいたします。

◎登録は二月一日と八月一日の年二回です。

遅くとも登録日前月の中旬までに当センター若しくは所属組合に申込みされるようお願いいたします。

**公益財団法人  
宮城県生活衛生営業指導センター役員**

理事長	佐藤勘三郎	(ホテル旅館・理事長)
副理事長	上村 孝	(社交飲食業・理事長)
専務理事	大久保圭司	(クリーニング・理事長)
理事	後藤 正孝	(指導センター)
理事	深瀬 和夫	(寿司商・理事長)
理事	作問 照男	(麺類飲食業・理事長)
理事	佐藤 豊	(中華飲食・理事長)
理事	千田 恵一	(料理業・理事長)
理事	熊谷 貞雄	(喫茶飲食・理事長)
理事	加藤 一之	(食肉・理事相談役)

**公益財団法人  
宮城県生活衛生営業指導センター評議員**

阿部 忠	(理容・理事長)
今野 仁	(美容業・理事長)
加藤 慶藏	(映画協会・理事長)
木村 仁則	(公衆浴場業・理事長)
渡辺 征夫	(麺類飲食業・副理事長)
八巻 孝之	(クリーニング・理事)
平塚 勝	(寿司商・常任理事)
大場 勝義	(麺類飲食業・副理事長)
小原喜公夫	(中華飲食・副理事長)
赤坂 裕子	(社交飲食業・副理事長)
岩淵弘一郎	(料理業・副理事長)
阿部 亨	(喫茶飲食・副理事長)
佐藤 俊昭	(食肉・理事長)
大山 伸人	(理容・副理事長)
熊谷 千代	(美容業・理事)
橋村小由美	(映画協会・副会長)
森谷 和之	(ホテル旅館・副理事長)
後藤 登	(公衆浴場業・監事)
佐々木喜美夫	(クリーニング・副理事長)
伊藤 秀則	(中小企業診断士)
高橋 勝美	(NPO法人仙台・みやぎ消費者支援ネット・理事)

## 消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
- レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。

軽減税率制度に関する情報

国税庁ホームページ内 [消費税の軽減税率制度](#) をクリック

軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。ぜひご参加ください。

■開催日時、場所については [軽減税率説明会](#) [検索](#)

軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター)

【専用ダイヤル】0570-030-456  
《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 <http://kzt-hojo.jp/> [URL](#) <http://kzt-hojo.jp/>  
【専用ダイヤル】0570-081-222  
《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

# 11月は「生衛組合活動推進月間」

生衛業経営の皆様と生衛組合の活動を支援する基本法



生衛法は、昭和32年に制定・施行  
平成29年に法施行60周年を迎えました

生衛法に基づき設立される「生衛組合」は、宮城県では、平成29年から30年にかけて、理容組合、美容組合、公浴組合、クリーニング組合、ホテル旅館組合、麺組合が創立60周年を迎えました。

指導センターは、生衛組合が実施する「推進月間」を全国センター、行政機関等とともに支援しています。

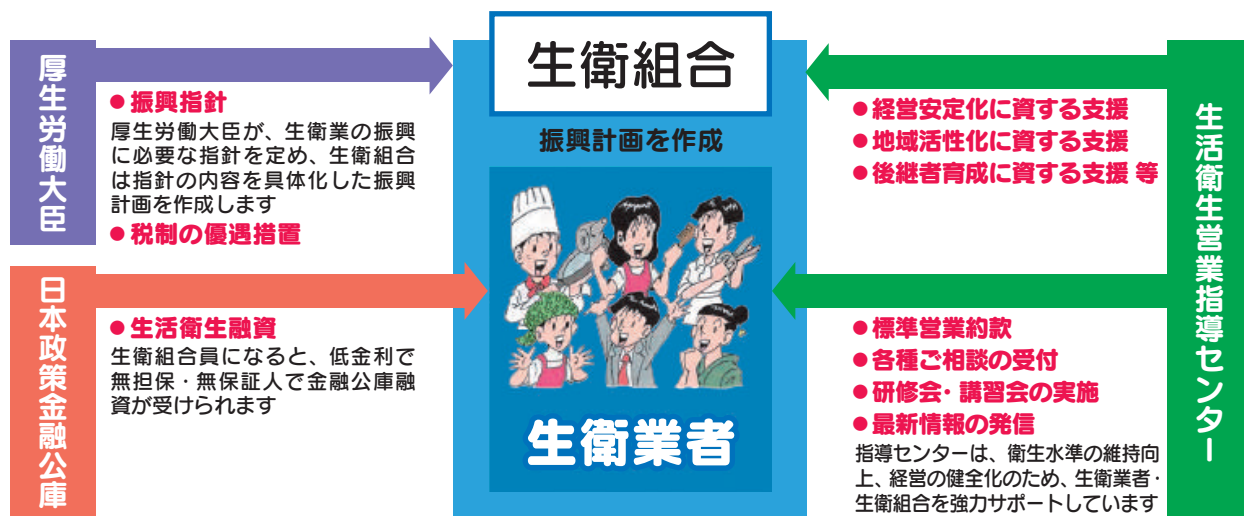
## 《推進月間のねらい》

- ① 組合の活動の意義や地域で果たしている役割の再認識
- ② 組合活動の基盤強化
- ③ 組合のネットワークの強化



## 生衛法は、私たち生衛業の振興・発展を支援する法律です

生衛法に基づいて設立された生衛組合は、営業者の自主的活動による生衛業界振興のための組織です。国、指導センター、日本政策金融公庫は、生衛組合や生衛業の皆様を支援しています



### 生衛組合は、組合員一人一人の力を合わせて、生衛業の振興や地域を守るため活動しています

- ・ 交際費課税の損金算入制度の特例措置延長（消費の拡大で経済活性化）
- ・ 消費税の軽減税率の対象範囲拡大等の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・ 受動喫煙防止対策の適用基準緩和の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・ 民泊の条例規制上乘せ等の要望活動実施により地域の生活環境と住民の安全安心を確保
- ・ 超高齢社会に向けた訪問理美容の拡大など市町村が行う地域包括ケアシステムへの参画
- ・ 大規模災害時に備え、地域の行政と災害時支援協定の締結
- ・ 住民生活に不可欠な生衛業を地域に存続させるための後継者育成事業の実施 等

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支えが必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることとなります。

# 「おもてなし」計画を応援！

日本公庫は、  
飲食店、ホテル・旅館や理・美容室など  
生活衛生関係営業の訪日外国人旅行者客受入  
(インバウンド対応)の取組みを  
支援しています。



## 増加する訪日外国人旅行者に対応するための融資制度

インバウンド対応のための幅広いお使いみちにご利用いただけます。

○生活衛生融資（インバウンド対応関連）

融資制度	振興事業貸付 <sup>(注1)</sup>		一般貸付 <sup>(注2)</sup>
	設備資金	運転資金	設備資金
お使いみち			
ご融資限度額	1億5,000万円 ～7億2,000万円 (業種によって異なります)	5,700万円	7,200万円 ～4億円 (業種によって異なります)
ご返済期間 [うち据置期間]	20年以内 <sup>(注3)</sup> [2年以内]	7年以内 [2年以内]	13年以内 [1年以内(ご返済期間が7年超の場合、2年以内)]
利率(年) <sup>(注4)</sup>	特別利率 J	特別利率 B	特別利率 B

(注1) ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長（認定組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

(注2) ご利用にあたっては、原則として都道府県知事の「推せん書」が必要です（申込金額が500万円以下の場合には不要です。）。

(注3) 店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものは30年以内です。

(注4) 利率は日本公庫ホームページの金利情報（国民生活事業主要利率一覧表）からご確認ください。

※ご利用にあたっては、「訪日外国人旅行者対応計画書」が必要です。

飲食店を営むみなさまに「インバウンド対応支援ツール」を無料で配布しています！

「外国人客  
おもてなし  
ガイドブック」

インバウンド対応に初めて取組む方向けに、  
押さえておくべきポイントを  
まとめた手引書



「指差し  
コミュニケーション  
ツール」

外国語が話せない方でも、外国人客と  
スムーズなコミュニケーションが  
可能となるツール

ご希望の方は最寄りの日本公庫の窓口までお問い合わせください。

ご相談は、日本公庫国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。  
なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



日本政策金融公庫

国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

日本公庫

検索



お問い合わせ先

【仙台支店】

国民生活第一事業

TEL 022-222-5173

国民生活第二事業

TEL 022-222-5377

【石巻支店】

TEL 0225-94-1201

【一関支店】

TEL 0191-23-4157

生産者・事業者のみなさま

「みやぎ食の安全安心取組宣言」にぜひ登録を！  
～みなさまの取組を消費者の方々にPRしましょう！～



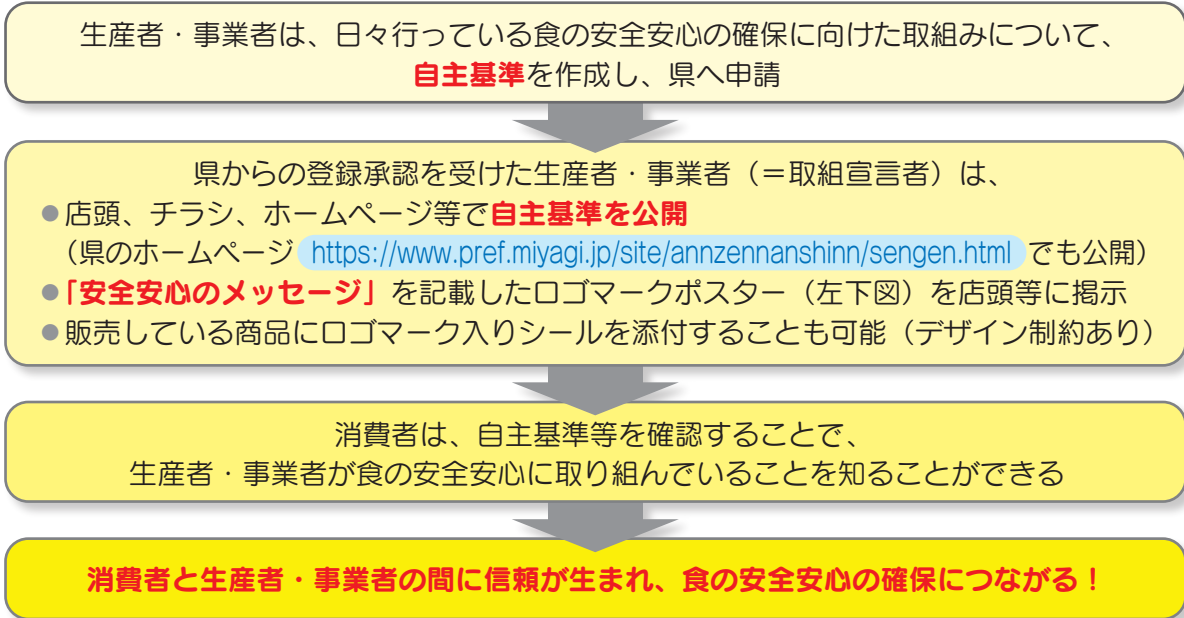
©宮城県・旭プロダクション

◆ みやぎ食の安全安心取組宣言とは…？

生産者・事業者が日々行っている食の安全安心の確保に向けた取組みについて、県のガイドラインに従って自主基準を定め、それを公開する制度です。

消費者の商品選択の目安としていただくこと、消費者の理解と信頼を得ることが目的です。

◆ みやぎ食の安全安心取組宣言の流れ



◆ みやぎ食の安全安心取組宣言ロゴマーク

取組宣言者のみなさまには、店頭掲示用のロゴマークポスター（A4版）を交付しています。

「アニメむすび丸」は5種類からデザインを選べます。

- ①野菜とご飯
- ②牡蠣と仙台牛
- ③魚と大根とハート
- ④箸とハート
- ⑤箸とご飯

「安全安心のメッセージ」として、アピールポイント等を記載できます。

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 食品企画班  
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1  
TEL 022-211-2643 FAX 022-211-2698  
E-mail syokua@pref.miyagi.lg.jp

問合せ先

# ノロウイルス食中毒に注意しましょう！

## ノロウイルス食中毒の特徴は？

### 冬に多い！

一年を通して発生していますが、11月～2月の冬期に多く発生しています。

### 患者数1位！

食中毒患者数のうちノロウイルスを原因とするものは約半数を占め、例年患者数第1位となっています。

## どのような症状なの？

### お腹にくる風邪に似ている！

ノロウイルスは感染力が強く、ごくわずかな量で感染します。体内に入ってから24～48時間で発症します。

主な症状は、おう吐、腹痛、下痢、発熱など風邪に似た症状です。また、免疫は持続せず、何度でも感染します。

### 回復は早め。でも要注意！

通常1～2日で回復しますが、幼児や高齢者では重症化すること。

発症したらすぐお医者さんに診てもらいましょう。

また、症状がなくなっても1週間から長い場合は1ヶ月程度ウイルスが便に排出されると言われています。

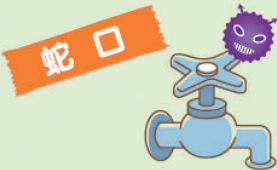
### 感染しても症状が出ないことも！

症状が出なくても便にノロウイルスが排出されるので、気が付かないうちに周囲に汚染を拡げたり、食品を汚染する場合があります。

手洗いは日頃から念入りに行う習慣をつけましょう。

## ノロウイルスに汚染されやすい場所はどこ？

手の触れるところや、ふん便の汚染を受けるところは、ノロウイルスの汚染を受けやすい場所です。汚染を拡げないように定期的に清掃・消毒をしましょう。



### 消毒の方法

- ①清掃を行う
- ②0.02%の塩素系漂白剤に浸した布で拭く
- ③10分後水拭きをする

## 感染防止のポイントは何？

### つけない

#### 手洗い

調理の前やトイレの後などには、しっかり手洗いしましょう。



#### 調理器具の洗浄消毒

使用後の調理器具はよく洗い、熱湯をかけたり、塩素系漂白剤につけたりして十分に消毒しましょう。



### 持ちこまない

#### 健康管理

調理をする人がノロウイルスに感染していると、食品を汚染する可能性がありますので、体調管理に気を付けましょう。おう吐や下痢などの胃腸炎症状があるときは、直接食品に触れないようにしましょう。



### 拡げない

#### 汚物処理

ウイルスの飛散を防ぐため、おう吐物やふん便は慎重に処理しましょう。



### やっつける

#### 加熱

二枚貝などのノロウイルスによる汚染のおそれがある食品は、中心部を85～90℃で90秒間以上加熱しましょう。



酢ではウイルスは死にません！

◎下痢等の症状が現れた場合は、医療機関を受診し、医師に相談しましょう。

仙台市保健所

## 宮城県には、次の13業種の生活衛生同業組合があります。

宮城県寿司商生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-17 (宮城県たばこ販売協同組合2F)	TEL 022-265-3814 FAX 022-265-3815
宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合	〒984-0816 仙台市若林区河原町1-5-11 川村ハイツ308	TEL・FAX 022-265-6526
宮城県中華飲食生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-355-5127 FAX 022-355-5128
宮城県社交飲食業生活衛生同業組合	〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-8-14 (仙台協立第2ビル7F)	TEL 022-265-8121 FAX 022-268-6313
宮城県料理業生活衛生同業組合	〒982-0841 仙台市太白区向山1-1-16 (東洋館内)	TEL・FAX 022-222-7019
宮城県喫茶飲食生活衛生同業組合	〒987-0511 登米市迫町佐沼中江4-8-7 (クローバーハート内)	TEL・FAX 0220-22-5311
宮城県食肉生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-355-6646 FAX 022-355-6657
宮城県理容生活衛生同業組合	〒981-3112 仙台市泉区八乙女3-9-1	TEL 022-374-4333 FAX 022-375-3436
宮城県美容業生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-22 (GC青葉通りプラザ5F)	TEL 022-223-2821 FAX 022-223-2822
生活衛生同業組合宮城県映画協会	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-5 (一番町中央ビル3F)	TEL・FAX 022-263-0716
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	〒984-0051 仙台市若林区新寺2-1-1-901	TEL 022-298-8933 FAX 022-256-8933
宮城県公衆浴場業生活衛生同業組合	〒980-0011 仙台市青葉区上杉5-1-12 後藤コーポ109号	TEL・FAX 022-213-4911
宮城県クリーニング生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-361-0163 FAX 022-361-0165

生活衛生同業組合は業界を代表する組織ですので、組合員は各種の支援をより多く受けることができます。

**詳しい内容は、各生活衛生同業組合へお問い合わせください。**

### お問い合わせ

#### 公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター

〒980-0011 仙台市青葉区上杉五丁目1-12  
後藤コーポ107号

TEL022-343-8763 FAX022-343-8764

ホームページ <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>

